

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年7月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区研修管理システム導入業務委託

(2) 背景

世田谷区（以下「区」という。）では現在、研修管理システムは導入しておらず、人事・給与システム及び庶務事務システムを機能改修した上で、動画視聴に特化した研修受講システム（以下「現行システム」という。）を組み合わせる研修管理業務を行っている。なお、現行システムの契約は令和9年3月で満了するほか、相当数のカスタマイズによる費用増大等の課題を踏まえ、現行人事・給与システム及び庶務事務システムについても令和10年8月のシステム更改を予定している。

また、区の庁内ネットワークについては、拠点ごとにβ'モデル（インターネット接続系に業務端末・業務システムを配置する方式）化を進めており、今後はインターネット接続系を中心に業務を行っていく方針である。そのため、デジタル技術の活用を前提に現行の業務を見直すとともに、システムのあり方を見直すことが求められている。

こうした状況を踏まえ、現行システムの契約満了期限である令和9年3月までに、区の研修管理業務におけるDXを推進する新たな研修管理システム（以下「次期システム」という。）の導入を完了し、効果的な研修の実施及び研修に係る業務の効率化等を目的として、研修管理システム導入の委託先を公募型プロポーザル方式により選定する。

※β'モデル：「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」参照（https://www.soumu.go.jp/main_content/001068239.pdf）

(3) 業務内容

業務の詳細は別紙「研修管理システム導入業務委託に関する仕様書」を参照すること。なお、提案者が実施する主な作業・準備の範囲は以下のとおりである。

①アプリケーション設定

研修管理システムの標準機能を用い、利用開始に必要な初期設定および機能設定を実施すること。

②インフラ環境構築

本システムはクラウドサービスとして事業者が提供するものとし、本業務においてはインフラ環境の構築は対象外とする。

ただし、利用に必要なネットワーク条件やセキュリティ要件の整理・確認を行

うこと。

③システム導入に付随する役務

システム設定方針の整理、設定実施、受入確認支援、操作説明（管理者向け）等、円滑な利用開始に必要な支援を実施すること。

④運用支援

利用開始直後における問合せ対応や軽微な設定調整等、初期運用の安定化を目的とした支援を行うこと。

⑤プロジェクト管理

導入に関する進捗管理、課題管理、関係者調整等、導入期間中のプロジェクト管理を実施すること。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※ 本業務にかかわる契約の締結は、本事業に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※ 運用・保守業務の委託は別途契約を行う。

2 参加資格要件

参加表明書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 参加表明書の提出期限までに世田谷区又は東京都の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。
- (3) 区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) プライバシーマークの認定または ISO/IEC27001、または JIS Q 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を受けていること。
- (7) ISO9001 及び CMMI レベル 3 以上の認証のいずれかの取得または同等の品質マネジメントシステムを確立していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者でないこと。
- (9) 令和3年度以降に、特別区、中核市、政令指定都市、都道府県のいずれかにおける

研修管理システムに係る導入及び運用・保守実績（契約実績とする）を有すること。

- (10) 「世田谷区研修管理システム導入業務委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長：総務部長	須藤 剛志
副委員長：総務部研修担当課長	佐々木 るみ
委員：DX推進担当部DX推進担当課長	日高 雄三

※なお、(5)、(6) 及び (9) を満たしていることを示す資料を添付すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案概要（本業務に対する理解、提案ソリューションの考え方）
- (2) システムに求める要件（機能要件、機能性・操作性、連携要件、セキュリティ・安全対策）
- (3) 作業の実施内容（導入計画、プロジェクト管理、データ移行、テスト、教育・研修計画、運用・保守、サービスレベル管理、提案を求める事項、自由提案）
- (4) 実施体制及び管理者・従事者の実績・能力（導入時の実施体制、運用・保守時の実施体制、構築実績、組織の所有する認証）
- (5) コスト（導入、運用・保守）

5 手続等

- (1) 担当課

〒154-0023

世田谷区若林5丁目 38 番 1 号

世田谷区総務部研修担当課 永田・小室・名取・佐々木

電話：03-6453-1541

- (2) 説明書の交付期間方法

① 期間

令和8年7月30日(木)から令和8年8月7日(金)午後5時まで

② 方法

区ホームページからダウンロード。

(ページID: 34383) [世田谷区トップページ](#) → [検索メニュー](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#) → [発注情報](#) → [現在実施中のプロポーザル情報](#) → [その他・区政に関すること](#)

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年8月7日(金)午後5時(必着)

② 提出先

5(1)に同じ。

③ 提出方法

事前連絡のうえ窓口へ持参、または郵送のいずれかにより提出すること。(郵送の場合は、提出期限内に担当課必着とし、配達完了が確認できる書留郵便または宅配業者等による信書便に限る)。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法

① 提出期限

令和8年9月9日(水)午後5時(必着)

② 提出先

5(1)に同じ。

③ 提出方法

原則として、招請の通知にて記載するメールアドレス宛てに、電子メールで提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有

・「研修管理システム運用・保守業務委託(令和9年4月～令和10年3月)」

※令和9年度から令和12年度についても、引続き本プロポーザルによる受託事業者と同じ事業者と委託契約を締結する場合があるが、その場合、契約は単年度ごととし、各年度において予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件とする。その際の委託業務の内容については、その都度協議する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(6) 費用負担

参加表明書及び提案書の作成並びに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月 13 日、世田谷区条例第 6 号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。なお、本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約締結を保証するものではない。協議が整わない場合は、次点者と協議することがある。

(10) 労働報酬下限額

区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

(11) 事業詳細

詳細は「世田谷区研修管理システム導入業務委託説明書兼実施要領」による。